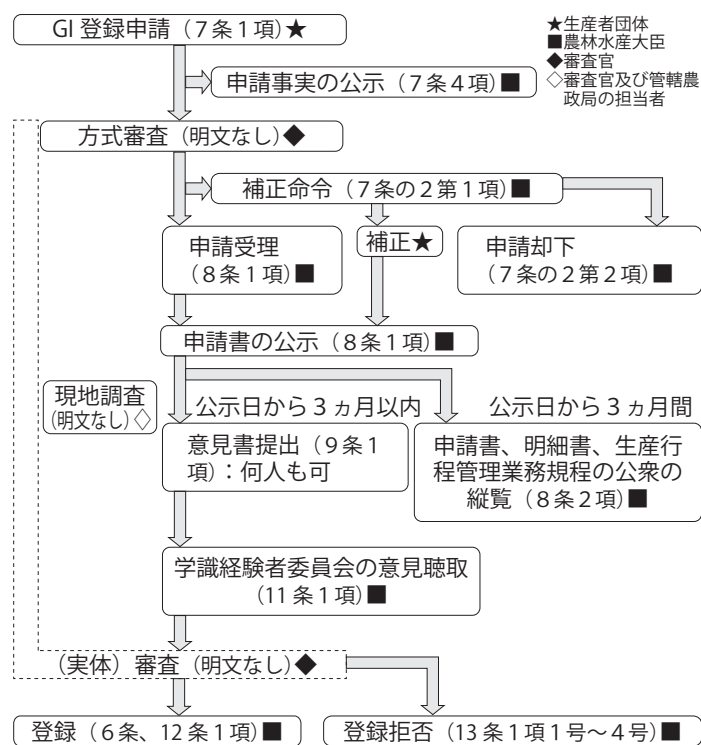


解説 農業者支援のために知っておこう
地理的表示(GI)法の最新改正と国際的背景

【図表1】GI登録申請の手続き



(1) 申請等の手続き(改正後)
「生産業者」を直接・間接の構成員とする「生産者団体」が明細書を作成のうえ、農林水産大臣に申請し、審査を経て登録されます(図表1)。登録後、生産者団体は、①明細書の変

更、②生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査、③実績報告書の提出等の生産行程管理業務(法二条四項)を行います。前記の点や登録要件、申請書類は、改正前と変わ

2 手続きに係る改正点

ます。

(2) 方式審査・申請公示

影響：中 ★★☆☆

申請後遅滞なく、申請GI産品の名称などが公示されます(改正法七条四項)。

また、改正前は、方式審査で生産者団体に欠格事由がある場合にのみ、登録拒否されていた(旧法八条一項、一三条一項一号)。今後は、方式審査で申請書類に形式上の不備があったり、重要事項の記載が不十分な場合、補正命令がなされ、補正しないと申請却下される可能性があります(改正法七条の二)。

(3) 明細書変更の承認等

影響：小 ★☆☆☆

登録後の明細書の変更登録(旧法一六条)の手続きがなくなり、登録事項の変更登録(改正法一六条)と、明細書変更の承認(改正法一六条の二)の手続きに分かれました。生産者団体の名称・住所・代表者・連絡



浅野国際特許事務所 I I I S 副所長
アグリ創研株式会社 代表取締役社長
浅野 卓

一級知的財産管理技能士(全専門業務)。知財戦略、ブランド戦略、標準化戦略に詳しい。農林水産省国立研究開発法人審議会専門委員、中央サポートセンター6次産業化プランナー、首都大学東京大学院非常勤講師、法務大臣認証ADR機関日本不動産仲裁機構登録調停人(民泊・農家民宿)を現任。主著に、『実践知的財産法』『ビジュアル知的財産マネジメント』。

解説

農業者支援のために知っておこう
地理的表示(GI)法の最新改正と国際的背景

1 GI制度のおさらい

表示です。

ここでいう「農林水産物等」は、食用の農林水産物および加工食品、ならびに、政令で定める農林水産物(観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠)および政令で定める加工品(農林水産物から製造・加工した飼料、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、生糸)です。酒類や、医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品は除かれますが、6次産業化の産品も含まれます。

また、その「特性」は、生産地や生産方法に由来していることが必要です。特性は、①風土・自然環境のような「地域性」、②生産方法・技術・工夫のような「取組み」、③歴史・文化のような「伝統性」によって生み出されます。そのため、「地域性」「取組み」「伝統性」を介して、特性と生産地が密接不可分に結びつくことになり、

産品に対するグッドウィル(顧客吸引力)が生産地に帰着するというメリットがあります。

GI制度は、特定農林水産物等(以下、「GI産品」という)の名称を保護するとともに、国がその品質を保証(お墨付きを付与)する制度です。そのため、GI制度を利用すれば、初めからGIという「器」に、国がお墨付きを与えた特性等を「中身」として入れられるため、非常に効率的にプラスのブランド・エクイティ(資産的価値)を蓄積できます。また、国のお墨付きであるがゆえに、事業者が示すブランド・アイデンティティと顧客が抱くブランド・イメージとの間にずれが生じないというメリットもあります(詳しくは拙稿(本誌五四四号一六(二一頁)参照)。

次に、GI制度の改正点を手続面と登録後の効果の面から整理します。また、参考までに、生産業者・生産者団体にとっての影響の大きさも、大・中・小の三段階で示しました。

先の変更等は、明細書変更の承認で済みます。

(4) 平成二八年改正

影響：小 ★☆☆☆

平成二八年改正の多くは、平成三〇年改正で整理・統合されました。平成二八年改正での追加条項のうち、残っているのは、相互にGIを保護しあう外国のGI産品の指定についての法二三から三二条と、関係行政機関の協力について定めた法三六条です。

日EU経済連携協定(以下、「日欧EPA」という)の発効により、EU側のGI七一産品、日本側のGI四八産品が相互に保護されます。

農水省の資料によれば、①複合語のGIの一部が普通名称と認識されているため、当該一部分にはGIの保護が及ばないもの(単体での使用は可)として、カマンベール、ブリー、エメンタール、モッツアレラ、プロヴォローネ、チェダー、エダム、ゴーダが挙げられ、②複合

語のGIと、当該複合語を構成する一部の単語が類似名称ではないため、当該一部分についてGIとして保護しないことを確認したもの（単体での使用は可）として、グラナ、ペコリーノ、ロマーノ、ニュルンベルガー、ブライトブルスト、ローストブライトブルスト、モルタデッラ、ボローニャが挙げられています。

3 登録の効果に係る改正点

(1) 登録の効果（改正後）

GI登録後、登録GI產品の譲渡者・引渡者・展示者・輸出者・輸入者は、当該GI產品または包装等（包装・容器・広告・価格表・取引書類・これらを含む）に、GI（例…「市田柿」の名称）およびGIマークを使用できます（改正法三条一項・四条一項）。

前記を除き、何人も、同一区

また、③「パルメザン」については、日本の流通実態を踏まえ、パルミジャーノ・レッジャーノとは実質的に別のチーズと認識されているとして、GIの保護の対象外とし、④品種名称として同一名称が使用されている產品については、品種としての名称使用（例…バレンシア、カラマタ、ロッシヤ）は、GIの保護の対象外としています。

分の農林水産物等・その加工品・これらの包装等に、GIまたは類似等表示（GIと類似の表示・誤認させるおそれのある表示、後述(5)参照）を使用してはならず（改正法三条二項本文）、何人も、GIマークと同一・類似の標章を使用してはなりません（改正法四条二項）。これらの違反者に対し、農林水産大臣は措置命令ができ（法五条、二一条）、措置命令の違反者には罰則が科されます（改正法三九条、四〇条）。また、誰でも当該措置命令を請求できます（措置請求。改正三五条一項）。なお、GI登録に保護期間の制限はありません。

次に、改正点について解説します。

(2) GIの使用主体

影響：中 ★★☆☆

GIの使用主体が、登録生産者団体の構成員である生産業者（旧法三条一項本文）から拡大し、登録GI產品の譲渡者・引渡者・譲渡・引渡しのための展示者・輸出者・輸入者となりました（改正法三条一項）。

(3) GIの使用・規制対象

影響：中 ★★☆☆

GIの使用・規制対象が、登録GI產品・包装・容器・送り状（旧法三条一項本文）から拡大し、登録GI產品・包装・容器のほか、広告・価格表・取引書類・電磁的方法により提供されるこれらを含む情報（例…のぼり旗、外食のメニュー

）、カタログ、陳列棚の値札、インターネット上のECサイト等）となりました（改正法三条一項）。併せて、商標法も改正され、商標権の効力が及ばない範囲が、送り状にGIを付して展示する行為（旧商標法二六条三項三号）から拡大し、広告・価格表・取引書類にGIを付して展示・頒布したり、これらを含むとする情報にGIを付して電磁的方法により提供する行為にも、商標権の効力が及ばないこととなりました（改正商標法二六条三項三号）。

(4) 加工品へのGIの使用

影響：大 ★★☆☆

商標権の効力が及ばない範囲が、登録GI產品だけでなく、その加工品にまで拡大しました。すなわち、改正前は、「商品（筆者注…登録GI產品自体）又は商品の包装」にGIを付する行為に、商標権の効力が及ばない（旧商標法二六条三項）とされていました。

改正により、商標法二六条三

項一号にかっこ書きが追加され、登録GI產品（登録GI產品を「主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項（筆者注…GI法二条一項）に規定する農林水産物等を含む」）またはその包装にGIを付する行為に、商標権の効力が及ばないこととなりました（改正商標法二六条三項一号）。

対応するGI法の規定では、登録GI產品を「主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等」またはその包装等にも、GIまたは類似等表示（後述(5)参照）の使用が許容されています（改正法三条二項本文・同ただし書一号参照）。

なお、農林水産省は、加工品にGIを使用できるのは、当該加工品に登録GI產品の特性を反映させるに足りる量の登録GI產品が原材料として使用されている場合とされています。特性を反映させるに足りる量は、ケイスバイケースですが、①加工

(5) 使用禁止対象

影響：大 ★★☆☆

品の全体重量に占める割合、②加工品の原材料のうち、登録GI產品と同一種類の原材料に占める割合が基準になるとしています。また、真正品の使用割合の明記が望まれるとしています。

使用禁止対象が、GIと同一・類似の表示（旧法三条二項本文）から拡大し、GIまたは「これに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示」（「類似等表示」となりました（改正法三条二項本文）。農林水産省の資料によれば、①產品名称の使用がGI產品の産地と誤認を与える場合、②GIの明細書（品質基準、生産方法等を示す文書）に沿わない產品については、a真正の産地を記載している場合、b翻訳、音訳である場合、c種、タイプ、スタイル等の表現を伴う場合であっても、GI侵害とされます。

後述のように（4(3)参照）、

①は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS協定」という）二二条（公衆の誤認が必要）に対応し、②のa③④はTRIPS協定二三条の追加的保護（通説では、公衆の誤認は不要）の適用拡大に対応します。

さらに、②の「GIの明細書に沿わない產品については、GIを使用できない」との部分は、TRIPS協定二三条+aと評価されます。

しかし、農林水産省は、改正前から②のa③④は「類似（経験則上、一般的に誤認混同を生じる範囲）」の表示に当たり、法三条二項違反としていることに注意が必要です。なお、法三条二項は、国内の產品にも適用されます。

(6) GIマークの使用

影響：中 ★★☆☆

GIマークを「付さなければならぬ」（義務、旧法四条一項本文）から、「使用するこ

とができる」（任意、改正法四条一項）となりました。ただし、既登録のGI產品についてはGIマークの使用を任意とするには、生産工程管理業務規程の変更が必要です。

(7) 登録商標の使用の主観的要件

影響：小 ★★☆☆

GI登録日前の商標登録出願に係る登録商標の使用について、従来はなかった主観的要件が設定されました。GI登録日前であっても、「不正の目的（筆者注…図利加害目的など）」をもって当該出願に係る商標の使用」をするために行われた商標登録出願は除かれました（改正法三条二項ただし書二号）。

(8) 先使用権の時期的要件

影響：小 ★★☆☆

GIと同一の表示または類似等表示（前述(5)参照）のGI登録日前からの使用に係る先使用権について、従来はなかった時期的要件が設定されました。GI登録日から七年経過日以後

地呼称制度を導入した経緯があります。したがって、米国は、原産地呼称制度を「競争」と「自由」を原則とする観点から、自由貿易の障害と捉えています。

一方、米国には、ヨーロッパ系移民がルーツの産地名を自己の産品に使うことが多いという背景もあります。EUはこれを、EU域内の原産地の名声へのフリーライド(ただ乗り)・ダイリユーション(希釈化)であると問題視しています。

(2) G I制度の歴史

EUと米国の対立について、G I制度の歴史から現在の国際的潮流まで概観してみましよう。

次のように、①G I制度はヨーロッパ、特にフランスで発展してきた概念で、フランスおよびEUでは品質証明制度の一つとして位置づけられ、②「原産地呼称」と後から登場した「(狭義の)地理的表示」は別個の成り立ちであり、③「ワイン・蒸

留酒」と「農産物・食品」は区別されてきました。原産地呼称制度の農産物・食品への拡大時期、(狭義の)G I制度の登場時期のご着目ください。

一七五六年、ポルトワイン(ポルトガル)について、世界初の原産地呼称管理法が制定されました。その後、一九八〇年代まで、ヨーロッパにおいて、概ねワインについて、原産地呼称制度が発展してきました。特に、フランスのAOC法(統制原産地呼称法、一九三五年、当初はワインと蒸留酒が対象)が、現代の原産地呼称制度の基礎となっています。

一九九〇年、フランスにおいて、すべての農産物・食品にAOC制度の適用が拡大されました。次いで、一九九二年、EEC理事会規則で、農産物・食品について、原産地呼称(PDO)および(狭義の)地理的表示(PGI)の制度が創設されました。そして、一九九四年、TRIPS協定に「地理的表示」が規定されました。TRI

PS協定では、ワイン・蒸留酒とそれ以外の商品との二つのレベルの保護が定められています。

TRIPS協定締結後もEUと米国は対立しましたが、WTOのパネル報告における勧告を受けて(後述(3)参照)、二〇〇八年、EC理事会規則で、ワインについても、原産地呼称保護(PDO)および(狭義の)地理的表示(PGI)の制度が採用されました。これにより、EUでは、ワインおよび農産物・食品ともに、原産地呼称保護(PDO)および(狭義の)地理的表示(PGI)からなるG I制度となったのです。

(3) TRIPS協定後の国際的な潮流

TRIPS協定では、次の合意がされました。すなわち、①ワイン・蒸留酒以外の産品について、地理的表示について公衆を誤認させるような方法で、真正の原産地以外の地理的領域が原産地であると表示・示唆する手段の使用の防止(TRIP

4 改正の背景

は、先使用権の対象となる農林水産物等の生産地の全部がG I産品の生産地内にある場合であつて、当該農林水産物等にG I

産品との混同を防ぐのに適当な表示がなされているときに限定されました(改正法三条二項ただし書四号)。

平成三〇年改正は、日欧EPAの確な実施の確保が目的です。しかし、その背景には、次にみるような、EUと米国の間の農業政策の方向性の違いや、G Iを巡る激しい陣営争いがあるのです。

(1) EU方式と米国方式の農業政策

ヨーロッパ諸国やアジア諸国等、農業の歴史が古い国は、原産地の自然的要因と折り合いをつけながら、産地ごとに特色のある農業を営んでおり、原産地により産品の品質・特徴を識別してきました。

したがって、産品の特質は、産地に由来すると捉えられており、フランスでは「土地または風土を表現する」と表現されま

す。ここでは、これをEU方式の農業政策と呼びます。近年現れた日本の農業政策の方向性は、これに当たります。一般に農業の環境負荷(効率を追求した不適切な施肥・農薬使用による、地下水・河川水の水質汚染や、湖沼・海域の富栄養化、土壌劣化、周辺自然生態系への悪影響、温室効果ガス・酸性ガスの増加など)は小さいです。

一方、米国・カナダやオーストラリア・ニュージーランド等、農業の歴史が浅い国は、当初より近代的な農業技術と農業経営が導入され、画一的品質、大量生産・効率的生産、合理的価格の農業となっていました。

したがって、産品の特質は、

生産企業(人的要因)に由来すると捉えられています。ここでは、これを米国方式の農業政策と呼びます。戦後からこれまでの日本の農業政策の方向性は、これに当たります。一般に農業の環境負荷は大きいのです。

米国方式では、産品の特質は人的要因に由来するので、原産地呼称保護は「商標制度(証明商標)」で対応します。一方、EU方式では、歴史的には自然的要因が決定的で、後に人的要因を加味するようになった経緯から、原産地呼称保護は商標とは異なる独自(sui generis)の「G I制度」で保護します。

実は、EUと米国は原産地呼称保護について激しく対立しています。第二次世界大戦後、前記の米国方式の農業や食品がヨーロッパに流入しました。これに対し、ヨーロッパでは、「食文化」と「食の多様性」を重視する観点から、米国方式による食文化の激変を阻止する手段として、すでに成功していたフランスのAOC制度に倣い、原産

農業ビジネスがわかる! 業界アプローチ・事業性評価に使える入門書



金融機関のための
農業ビジネスの基本と取引のポイント 第2版
有限責任監査法人トーマツ 著
●A5判・192頁 ●定価: 本体1,600円+税

▶農業融資のポイントとなる事業性評価やABL、注目の集まる農協改革やGAPなど、新たなトピックを追加し、改訂「第2版」発刊!

【本書の内容】
第1章 農業ビジネス業界の現状/第2章 農業の基礎知識/第3章 農産物の生産および流通/第4章 農業ビジネスに関わる主体/第5章 農業ビジネスの会計と税務/第6章 農業融資

※お申し込みは、巻末の申込書をご利用ください。

新刊 お米の世界へようこそ!

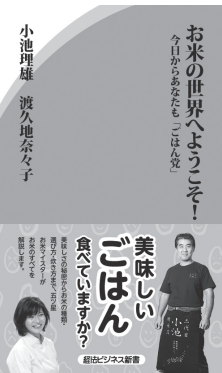
—今日からあなたも「ごはん党」—

●小池理雄・渡久地奈々子 著 ●新書判・272頁 ●定価: 本体800円+税

美味しさの秘訣からお米の種類・選び方・炊き方まで、5ツ星お米マイスターがお米のすべてを解説します。

第1章 こんなにもある、お米の種類! / 第2章 精米とブレンドの驚くべき技術 / 第3章 お米の味を分解する / 第4章 美味しさジャンクションで正しい選択を / 第5章 お米の味をより引き立たせる「ごはんのおとも」 / 第6章 農家さんの様々な取り組み / 第7章 お米が社会に貢献している

※お申込みは、巻末の申込書をご利用ください。



【図表2】G Iを補完する制度

	6次産業化の産品 (参考)	G I産品	機能性表示食品
ブランド連想に係る要素		生産地に由来した「特性」	機能性(消費者庁)
直接的な収益の源泉	インカム	ビジネスモデルによる「アウトカム」	
地域の認定制度	日本農業遺産	農泊・食文化海外発信地域	
関連制度	世界農業遺産	日本版DMO(観光庁)	

だ後に、②(アウトカムの獲得によりさらに盛り上がった)彼らの様々な活動に対して消費者が抱くプラスの連想が、ブランド・エクイティ(資産的価値)としてG I産品に還元し蓄積され、農産物の価格上昇等につながるのです。G I登録しても農業所得の増大等に直結しないのは、これが一因と考えられます。(詳しくは拙稿(本誌五四四号一六〇二頁)参照)。

実際、EUでも、G I制度と対になる「味の景勝地」(フランス)や「歓喜のグルメ地域」(オーストリア)等の地域の認定制度があります。世界初の原産地呼称法の対象であるポルトワインの「アルト・ドウロ・ワイン生産地域」は世界遺産でもあります。観光からG I産品への還元です。

わが国でも、二〇一六年度に「食と農の景勝地」制度が創設されました。二〇一七年度に「SAVOR JAPAN(農泊・食文化海外発信地域)」制度に名称変更し、存続しています(図表2)。

今回の改正で、よりEU型のG I制度に近づきました。グリ

S協定二三条二項)と、②ワイン・蒸留酒について、真正の原産地が表示される場合または地理的表示が翻訳されたうえで使用される場合もしくは「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合、つまり、公衆を誤認させない場合においても、地理的表示によって表示されている場所を原産地としないワイン・蒸留酒への当該地理的表示の使用の防止(TRIPS協定二三条一項、いわゆる「追加的保護」)です。

しかし、肝心の、G Iについて独自(sui generis)の制度を採用すべきかは、各国の国内法に委ねられ、(産地名からなる)産品の名称が普通名称(TRIPS協定二四条六項参照)に該当するかも各国の判断に委ねられました。

なお、EU型の独自(sui generis)のG I制度は、①生産地・加工地・調整地の確定、②生産基準の設定、③生産基準の遵守について、第三者機関による監視・監督からなります。

詳細は別稿に譲りますが、二〇〇三年、米国とオーストラリアが、EU型の独自(sui generis)のG I制度はTRIPS協定に違反するとして、WTOにパネル設置を要請しました。二〇〇五年に採決されたパネル報告書は、EU型の独自(sui generis)のG I制度について、基本的には国際協定に違反しないとの結論でした。

結局、二〇〇一年から始まったWTOドーハ・ラウンドでは合意に至らず、現在は、二国間の自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)、複数国間の経済連携協定(日欧EPA、TPP等)に自国の方式を織り込む潮流となっています。すなわち、EUと米国の間で、G Iについて自国の方式を世界標準にしようという激しい陣営争いがあるのです。これは、「G I制度の輸出競争」と言われています。

前記協定の交渉で、EUは次のことを要求しています。

①G Iは独自(sui generis)の

制度を採用
②すべての産品に追加的保護の適用を拡大
③商標とG Iの併存を肯定
④相互に、保護すべきG Iを登録しあう

一方、米国は次のことを要求しています。

①G Iは商標制度(特に証明商標制度)で対応
②追加的保護の適用産品は拡大しない
③商標とG Iの併存を否定
④普通名称の判断基準およびすでに普通名称となっているものを確認する
⑤から、米国は、EUのいう

G Iを普通名称にしようとしているように思われます。

わが国は、EU型の独自(sui generis)のG I制度を採用し(①)、商標とG Iの併存を肯定(②)してきました。

今回の日欧EPAで、農林水産物に追加的保護以上の保護を適用し(TRIPS協定二三条+α(③+α))、G I産品リストに基づき指定されたG Iを相互に保護しあうこととした(④に対応)と評価できます。しかし、韓国の先例のように、米国の巻き返しも予想されますので、今後の動向に注意が必要です。

5 改正G I制度の活用

実は、G I制度は、農林漁業者自身が獲得する「インカム(私的便益)」を直接的に増大化するというよりは、地域の農林漁業周辺の事業者が獲得する「アウトカム(社会的便益)」と親和性があります。

すなわち、①G I産品を中心として、地域の観光関係者(旅行・宿泊・運輸)やイベント関係者、メディア産業等の農林漁業周辺の事業者が連携的に活動し、彼らがアウトカムを獲得するというワンクッションを挟ん

(あさの たかし)

〈参考〉G I制度と新JAS制度との組み合わせについて、拙稿(本誌五六九号一〇〇一五頁)参照、G Iと商標の組み合わせについて、拙稿(『果実日本』二〇一八年第七三卷一月号四五〇五二頁)参照

JA職員のための
融資・査定・経営相談に活かす
決算書の読み方

決算書は、組合員を知るための重要なツールです。本書では、JA職員に必要な決算書の知識を簿記の基本から丁寧に解説。決算書を読む力が身につく、組合員の状況を正確に把握できるようになります。

第1章 簿記と決算書の関係
第2章 法人決算書・確定申告書のポイント
第3章 個人決算書・確定申告書のポイント
第4章 決算書分析の基礎

■有限責任監査法人 トーマツ
JA支援室 著
■B5判/216頁
■定価：本体1,800円＋税

第5章 農業および不動産賃貸業の決算書分析
第6章 与信管理および自己査定の基礎
第7章 経営改善への取り組み

※お申込みは、巻末の申込書をご利用ください。

JA職員のための
融資・査定・経営相談に活かす
決算書の読み方

JAの職員が主に使う
簿記・確定申告書のポイント
農業・不動産賃貸業
の決算書を中心に解説